

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース  
2026/7/13 号 (No. 701)

=====

【北京事務所からのお知らせ】

○ 【北京発中国 IP 情報】 知財関係法規の和訳掲載のお知らせ  
以下の知財関係法規について和訳を作成し、弊所 HP に掲載しました。

・「中華人民共和国商標法（2026 年改正）」（2027 年 1 月 1 日施行）

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20270101\\_jp.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20270101_jp.pdf)

★上記記事に関するお問い合わせ先

ジェトロ・北京事務所 知的財産権部

Tel: +010-6528-2781、E-mail: [pcb-ip@jetro.go.jp](mailto:pcb-ip@jetro.go.jp)

=====

○ 法律・法規等

1. 深セン、知財保護条例改正案を公表 データ保護や SEP 行政裁決を導入へ(中国保護知識産権網 2026 年 7 月 6 日)
2. 国家市場監督管理総局、電子商取引法改正案を公表 一般向け意見募集を開始(国家市場監督管理総局公式サイト 2026 年 7 月 4 日)

○ 中央政府の動き

1. 中国・ポーランド、知財連絡員制度を 5 年間延長 企業向け相談体制を継続(国家知識産権網 2026 年 7 月 8 日)
2. 国家知識産権局、マカオ出願人向け特許優先審査を常設化(国家知識産権網 2026 年 7 月 7 日)
3. 国家データ局、データ財産権登録指針を公表 全国統一制度の構築へ(国家データ局公式アカウント 2026 年 7 月 5 日)
4. 国家知識産権局副局长、第 7 回多国籍企業リーダーズ青島サミットで基調講演(国家知識産権網 2026 年 7 月 3 日)

○ 地方政府の動き

【華東地域】

1. 江西省、「知財保護ワンストップサービス」を試験運用 4 業務を一元化(国家知識産権網 2026 年 7 月 8 日)

2. 蘇州で外資系企業知財保護交流会が開催 ドイツ企業支援を強化(江蘇省知識産権局 Wechat 公式アカウント 2026 年 7 月 6 日)
3. 江蘇省、「特許＋営業秘密」融資モデルを試行 知財の複合活用を推進(国家知識産権戦略網 2026 年 7 月 3 日)
4. 合肥市、量子・蓄電分野の営業秘密保護指針を公表(中国保護知識産権網 2026 年 7 月 2 日)
5. 上海、「知的財産高品質創造・高効率活用 3 カ年行動計画」を策定(上海市知識産権局 Wechat 公式アカウント 2026 年 6 月 26 日)
6. 「データ製品知財登録」で営業秘密保護を強化 上海が新通知、融資にも道(上海市知識産権局公式サイト 2026 年 6 月 25 日)

○ 司法関連の動き

1. 四川省市場監督管理局と高級法院、営業秘密保護の典型事例 6 件を公表(国家市場監督総局公式サイト 2026 年 7 月 7 日)
2. 北京・天津・河北、知財検察の広域連携強化 協同メカニズムを発足(最高人民検察院公式サイト 2026 年 7 月 4 日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

1. 公安機関が知財犯罪の取締りを強化 1～5 月の営業秘密事件は 65%増(中国保護知識産権網 2026 年 7 月 9 日)

【その他地域】

2. 甘肅省、知財犯罪対策強化へ実施意見 刑事保護を全面強化(中国知識産権資訊網 2026 年 7 月 6 日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 世界ロボット大会、8 月に北京で開催 300 社超が出展(中国知識産権資訊網 2026 年 7 月 7 日)
2. Rokid、WIPO グローバル・アワード最終候補に 知財戦略で AR 市場を牽引(中国知識産権資訊網 2026 年 7 月 7 日)

○ 統計関連

1. GI 農産品「緑金レポート」を公表 登録件数 9606 件に(中国保護知識産権網 2026 年 7 月 7 日)

---

---

●ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含まれます。

## ○ 法律・法規等

## ★★★1. 深セン、知財保護条例改正案を公表 データ保護や SEP 行政裁決を導入へ★★★

広東省深セン市司法局はこのほど、「深セン経済特区知的財産保護条例（改正案）」を公表し、意見募集を開始した。改正案は 9 条を新設し、12 条を改正し、データ保護や紛争解決、侵害行為への制裁強化などを盛り込んだ。

改正案は、適法に取得・加工され、実用性と知的成果としての属性を備えたデータ集合を知的財産として保護し、データ知的財産登録プラットフォームを整備するとともに、第 6 世代移動通信（6G）やバイオ製造、エンボディド AI など重点産業への保護を強化する。また、標準必須特許（SEP）侵害紛争に対する行政裁決制度を新設し、簡易事件は 45 日以内に処理するほか、SEP データベースを整備する。さらに、著作権侵害についても行政裁決制度の導入を試みる。

このほか、仮差止命令制度の運用ルールを明確化し、悪質・反復侵害に対する処分を強化するとともに、海外での権利保護支援や知的財産金融の推進など関連制度も拡充する。意見募集は 7 月 25 日まで行われる。

（出典：中国保護知識産権網 2026 年 7 月 6 日）

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/gd/202607/1996812.html>

## ★★★2. 国家市場監督管理総局、電子商取引法改正案を公表 一般向け意見募集を開始★★★

中国国家市場監督管理総局と商務部は 4 日、電子商取引分野における法整備の一環として、「中華人民共和国電子商取引法」改正案の意見募集稿を公表した。電子商取引に関わる各主体の正当な権益をより適切に保護し、プラットフォーム事業者の行為を一層規範化するとともに、業界の持続的かつ健全な発展を促すことが狙いである。意見募集の締め切りは 8 月 4 日までとされている。

意見提出の方法は以下の通りである。

▽国家市場監督管理総局の公式サイト（<http://www.samr.gov.cn>）にアクセスし、トップページの「互動」欄にある「募集・調査」から提出する。または、商務部の公式サイト（<http://www.mofcom.gov.cn>）にアクセスし、トップページの「互動交流・意見募集」から提出する。

▽電子メールの場合は、[dzswf@samr.gov.cn](mailto:dzswf@samr.gov.cn) または [dzswf@mofcom.gov.cn](mailto:dzswf@mofcom.gov.cn) 宛てに送信し、件名に「中華人民共和国電子商取引法（改正草案意見募集稿）公開意見募集」と記載する。

▽郵送の場合は、北京市海淀区馬甸東路 9 号 国家市場監督管理総局ネットワーク取引監督管理司（郵便番号：100088）または北京市東城区東長安街 2 号 商務部電子商務司（郵便番号：100731）宛てに送付する。封筒には「中華人民共和国電子商取引法（改正草案意見募集稿）公開意見募集」と明記する。

（出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2026 年 7 月 4 日）

[https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/art/2026/art\\_41b16f1123ee4cd7acf892bb8bed5fe0.html](https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/art/2026/art_41b16f1123ee4cd7acf892bb8bed5fe0.html)

## ○ 中央政府の動き

## ★★★1. 中国・ポーランド、知財連絡員制度を 5 年間延長 企業向け相談体制を継続★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）とポーランド特許庁（PPO）はこのほど、両国間の知的財産権分野における協力を推進し、企業への継続的かつ効率的な支援を行うため、「中国ポーランド連絡員制度」を2031年7月7日まで5年間延長することで合意した。

同制度では、両機関がそれぞれ知的財産権連絡員を配置し、中国企業のポーランドでの事業展開およびポーランド企業の中国での事業展開に関し、発明、商標、意匠、実用新案に関する知的財産保護情報や相談サービスを提供する。

(出典：国家知識産権網 2026年7月8日)

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/7/8/art\\_53\\_207124.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/7/8/art_53_207124.html)

### ★★★2. 国家知識産権局、マカオ出願人向け特許優先審査を常設化★★★

中国国家知識産権局（CNIPA）は7月1日、マカオ特別行政区の出願人を対象とする中国本土での特許優先審査制度について、試行事業を終了し、正式制度として常設化した。粵港澳大湾区（グレートベイエリア）建設を推進し、マカオのイノベーション主体による中国本土での知的財産保護を支援することが目的である。

同制度は2023年7月に試行を開始し、一定の条件を満たす特許出願について、国家知識産権局専利局の広州・深セン両代弁処を通じて優先審査を申請できる仕組みである。これまで約100件の特許出願が優先審査の対象となり、審査期間の短縮や、中国本土での特許取得・活用の促進に寄与してきた。

国家知識産権局は、試行事業が所期の成果を上げたことから制度を常設化し、今後もマカオのイノベーション発展とグレートベイエリア建設を支援していくとしている。

(出典：国家知識産権網 2026年7月7日)

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/7/7/art\\_53\\_207102.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/7/7/art_53_207102.html)

### ★★★3. 国家データ局、データ財産権登録指針を公表 全国統一制度の構築へ★★★

中国国家データ局はこのほど、「データ財産権登録業務指針（試行）」を公表した。全国統一のデータ財産権登録制度の構築を進め、安全かつ適正なデータ流通・活用を促進することが目的で、登録対象や手続き、登録証明書の役割などを定めた。

指針は全6章42条で構成され、データ資源やデータ製品、データサービスなど幅広いデータを登録対象とする。登録機関はデータの内容や取得経緯の適法性、権利関係の明確性などを審査し、登録証明書を発行する。同証明書はデータに関する権利やコンプライアンスを証明する資料として活用される。

中国では近年、データ流通の拡大に伴い各地でさまざまな登録制度が導入されてきたが、登録基準の違いや相互承認の不足が取引コストの増加につながっていた。今回の指針は全国共通の登録ルールを整備し、データ取引の円滑化と全国統一データ市場の形成を後押しすることを狙いとしている。

(出典：国家データ局公式アカウント 2026年7月5日)

[https://www.nda.gov.cn/sjj/zwgk/zcjd/0705/20260705102042473708804\\_pc.html](https://www.nda.gov.cn/sjj/zwgk/zcjd/0705/20260705102042473708804_pc.html)

#### ★★★4. 国家知識産権局副局長、第7回多国籍企業リーダーズ青島サミットで基調講演★★★

第7回多国籍企業リーダーズ青島サミットがこのほど開催され、中国国家知識産権局（CNIPA）の張志成副局長が開幕式に出席し、メインフォーラムで基調講演を行った。また、山東省の王桂英副省长とともに知的財産政策に関する非公開会合であいさつした。

張副局長は、国家知識産権局が外資系企業の知的財産保護に向け、制度整備や対話・交流の充実、保護体制の強化を進め、着実な成果を上げてきたと説明した。また、「第15次五カ年計画」の初年度となる2026年には知的財産保護制度や執行体制を一層強化し、外資系企業が中国で事業を展開しやすい環境を整備していく考えを示した。

非公開会合では国家知識産権局の担当者が知的財産保護政策を紹介し、約30社の外資系企業と意見交換を行った。

(出典：国家知識産権網 2026年7月3日)

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/7/3/art\\_53\\_207049.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/7/3/art_53_207049.html)

#### ○ 地方政府の動き

##### 【華東地域】

#### ★★★1. 江西省、「知財保護ワンストップサービス」を試験運用 4業務を一元化★★★

江西省はこのほど、「知的財産保護ワンストップサービス」の統合システムの試験運用を江西省政務サービス網で開始した。高価値特許育成プロジェクトの申請、知的財産保護支援、地理的表示専用標章の使用申請、知的財産紛争の仲裁申請の4業務を一体化し、部門間のデータ共有や業務プロセスの見直しを通じて、知的財産関連サービスの利便性向上を図る。

同サービスでは窓口と手続き基準を統一するとともに、市場監督や司法行政など関係部門とのデータ共有を実現した。申請資料は一度提出すれば複数の手続きで活用でき、手続きの進捗や処理結果もオンラインで一元的に確認できる仕組みを整備した。

また、高価値特許育成では産学研連携による申請を支援するほか、権利の保護支援では省内のイノベーション主体などに公益相談や侵害判定の参考情報を提供する。さらに、地理的表示専用標章の使用申請や知的財産紛争の仲裁申請についてもオンラインサービスを提供し、地域ブランドの育成や紛争の迅速な解決を後押しする。

(出典：国家知識産権網 2026年7月8日)

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/7/8/art\\_57\\_207111.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/7/8/art_57_207111.html)

#### ★★★2. 蘇州で外資系企業知財保護交流会が開催 ドイツ企業支援を強化★★★

7月2日、江蘇省の蘇州市太倉で外資系企業知的財産保護交流会（ドイツ企業向け）が開かれた。ドイツ系企業21社の代表が参加し、知的財産保護や人工知能（AI）の活用などをテーマに意見交換を行った。

江蘇省知識産権局は全省の知財保護体制や「1+13+N」の迅速・協同保護ネットワークを紹介するとともに、行政裁決制度やAIと知的財産の相互発展に向けた施策を説明し、企業に対し低コストで

迅速な行政による権利保護制度を紹介した。

太倉は中国でも有数のドイツ企業・外資系企業の集積地として知られ、知的財産保護センター太倉サブセンターや国家知識産権局（CNIPA）専利局蘇州分理処太倉ワークステーションを拠点に、知財コンプライアンス診断や中独技術官研修などを実施している。また、裁判所や公安、法律事務所との連携により商標権侵害、特許権侵害、営業秘密漏えいなどへの対応を強化し、ドイツ企業の特許戦略やリスク管理、成果活用を支援している。

蘇州市市場监督管理局は今後、企業から寄せられた知財関連の要望を継続的に把握するとともに、太倉サブセンターを拠点として、涉外知財サービス、紛争の迅速処理、海外での権利保護支援、特許の迅速予備審査など全チェーンのサービス体制を一層充実させ、ドイツ企業の権利行使に要する時間や法務コストの削減を図るとしている。

(出典：江蘇省知識産権局 Wechat 公式アカウント 2026 年 7 月 6 日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/1HFg8cchQTQZBgYAUfXTcQ>

### ★★★3. 江蘇省、「特許＋営業秘密」融資モデルを試行 知財の複合活用を推進★★★

江蘇省でこのほど、第 4 回「企業営業秘密保護能力向上サービス月」イベントが開かれ、「特許＋営業秘密」を組み合わせた融資モデルの導入が発表された。イベントには市場監督管理部門や金融機関、知的財産サービス機関、企業関係者ら約 60 人が参加した。

会場では「特許＋営業秘密」複合型融資契約が締結された。営業秘密として中核技術を保護するとともに、特許による研究成果の権利化を組み合わせた保護体制を活用し、営業秘密を対象とする質権融資への応用を図る江蘇省初の試みとなる。特許と営業秘密を相互補完的に活用することで、企業の知的財産という無形資産の価値を高め、資金調達手段の拡充につなげることを目指す。

今後は同モデルを全省に展開する方針で、広域連携による営業秘密保護体制の強化に加え、金融機関による新たな金融商品の開発や評価制度の改善を促し、知的財産の活用を通じた企業の成長を後押しする。

(出典：国家知識産権戦略網 2026 年 7 月 3 日)

<https://www.nipso.cn/onewsn.asp?id=57669>

### ★★★4. 合肥市、量子・蓄電分野の営業秘密保護指針を公表★★★

安徽省合肥市の市場监督管理局はこのほど、量子科学技術産業と新型蓄電産業を対象とする営業秘密保護指針を公表した。市の重点産業クラスターの競争力強化に向け、営業秘密の保護と産業イノベーションの両立を図る。

指針は技術革新のスピードが速く営業秘密の管理が難しい両産業を対象に、保護すべき技術情報や営業情報を体系的に整理した。量子分野では量子チップ材料の配合やアルゴリズム、実験データなど、新型蓄電分野では電池材料の配合、BMS・EMS の中核アルゴリズム、使用済み電池の残存寿命予測モデルなどを営業秘密として管理する際の考え方を示している。

また、研究開発から調達、生産、販売まで各段階における情報漏えいリスクと対策を整理するとと

もに、市のブロックチェーン証拠保全プラットフォームを活用した電子証拠の保存を推奨し、営業秘密の立証や権利保護を支援する。

さらに、海外企業との共同研究や事業展開を見据え、輸出管理や契約管理の留意点、国際仲裁や越境訴訟など海外での権利保護手段も盛り込み、企業の国際競争力強化を後押しする。

(出典：中国保護知識産権網 2026 年 7 月 2 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/ah/202606/1996748.html>

### ★★★5. 上海、「知的財産高品質創造・高効率活用 3 カ年行動計画」を策定★★★

上海市知識産権局はこのほど、「上海市知的財産高品質創出・高効率活用 3 カ年行動計画」を策定した。高価値特許の創出・活用を一段と推進し、知的財産と科学技術イノベーション、産業発展の融合を加速させることで、「2+3+6+6」現代化産業体系の構築や質の高い経済発展を後押しする。

行動計画は 2028 年末までに、人口 1 万人当たり高価値特許保有件数 77 件、PCT 国際特許出願 8400 件、知的財産権質権融資残高 500 億元、特許集約型産業の付加価値額が GDP に占める割合 20% の達成を目標に掲げた。(1 元は約 23.9 円)

また、高品質な特許創出、高価値特許の活用促進、重点産業における知的財産の活用強化、企業の知的財産制度整備、特許情報の活用拡大の 5 分野で計 20 項目の施策を打ち出した。重点技術分野での知的財産の蓄積や特許審査サービスの充実、知的財産金融や特許プールの整備、企業の知財管理体制の強化、特許ナビゲーションの活用促進などを進める方針だ。

(出典：上海市知識産権局 Wechat 公式アカウント 2026 年 6 月 26 日)

<https://mp.weixin.qq.com/s/t4grfoisO--82i1zSURoXQ>

### ★★★6. 「データ製品知財登録」で営業秘密保護を強化 上海が新通知、融資にも道★★★

上海市知識産権局はこのほど、市場监督管理局、検察院と共同で「データ製品知的財産権登録による営業秘密保護及び質権融資運用の促進に関する通知」(以下「通知」)を発表した。本通知は営業秘密の保護、データ製品知的財産権の登録および質権融資を一体とし、営業秘密の権利確定・評価・融資に至る全過程の障壁を取り除くことを目指す。制度革新を通じて企業のデータ及び営業秘密資産の価値を活性化し、上海独自の営業秘密保護・活用モデルを構築する。

企業が抱える営業秘密について、保護が難しく、その価値を資金調達などに結び付けにくいといった課題を解決するため、市知識産権局などは複数回にわたる検討会を開催した。営業秘密のコンプライアンス管理、価値発掘、金融活用などの重要な課題に焦点を当て、新たな方策を模索してきた。その結果、企業が有する営業秘密を規範的にデータ製品知的財産権へ変換し、登録・評価・質権設定が可能な形にすることで、全く新しい保護・価値実現の道筋を開いた。

既に上海市は全国初となる 5000 万元規模の営業秘密(データ製品)質権融資プロジェクトを実現しており、今回の施策に実践的基盤を与えている。今後、再現可能かつ普及可能な優良事例を積み上げていく方針だ。(1 元は約 23.9 円)

今回の「通知」は、データ製品知的財産権登録を突破口とし、営業秘密の権利確定・保護、コンプ

ライアンス監督、価値評価、質権融資に至る全段階のサービス体制を構築するとともに、業務ルール、操作規範、コンプライアンス基準を詳細に定めている。各区が「営業秘密＋データ製品」による質権融資を進める際の政策的支援と実務指針を提供するものである。

(出典：上海市知識産権局公式サイト 2026 年 6 月 25 日)

<https://sipa.sh.gov.cn/gzdt/20260625/8cb69998c5704a2b93904a02625964b7.html>

## ○ 司法関連の動き

### ★★★1. 四川省市場监督管理局と高級法院、営業秘密保護の典型事例 6 件を公表★★★

四川省市場监督管理局はこのほど、四川省高級人民法院と共同で営業秘密保護に関する典型事例 6 件を公表した。技術上と営業上の秘密の両分野を対象とし、行政処分、民事訴訟、刑事責任の各場面における営業秘密保護の運用を示した。

公表事例には、退職した元従業員が技術図面を第三者へ漏えいした事案や、企業が他社の技術秘密と知りながら利用して製品を製造・販売した事案、退職した営業担当者が顧客情報などの営業秘密を利用して競業した事案などが含まれる。裁判所や市場監督部門は、営業秘密の秘密性や経済的価値、秘密保持措置の有無などを踏まえ、行政処分や損害賠償、刑事責任を認めた。

四川省は今回の事例公表を通じて営業秘密保護における行政・司法の連携を強化するとともに、重点産業やイノベーション企業に対する営業秘密保護を一層推進し、公正な市場競争環境の整備を進める方針である。

(出典：国家市場監管総局公式サイト 2026 年 7 月 7 日)

[https://www.samr.gov.cn/xw/df/art/2026/art\\_d3b087a79d824e448c75a8e844936649.html](https://www.samr.gov.cn/xw/df/art/2026/art_d3b087a79d824e448c75a8e844936649.html)

### ★★★2. 北京・天津・河北、知財検察の広域連携強化 協同メカニズムを発足★★★

2026 世界デジタル経済大会の「知的財産が支える新質生産力発展フォーラム」でこのほど、北京・天津・河北の検察機関は「知的財産検察協同職務遂行メカニズム」を発表した。

同メカニズムは、北京（京津冀）国際科技イノベーションセンターの整備を支え、地域内で統一のかつ切れ目のない知的財産保護体制を構築することを目的とする。具体策として知財検察協力チームの設置、「必ず審査・報告・調査」を柱とする協力体制の民事・行政・公益訴訟分野への拡大、共同事件処理や理論研究、事例公表、人材育成、普及啓発の連携強化を打ち出した。

北京市人民検察院は、3 地域の検察機関が連携を一層深め、北京（京津冀）国際科技イノベーションセンターや世界級産業クラスターの発展を法的側面から支えるとともに、イノベーションに適した安定的で公正かつ予見可能なビジネス環境の整備を進める方針を示した。フォーラムでは併せて人工知能やスマート製造、オンラインゲームなどに関する知財保護の典型事例も公表された。

(出典：最高人民検察院公式サイト 2026 年 7 月 4 日)

[https://www.spp.gov.cn/spp/zd gz/202607/t20260704\\_731271.shtml](https://www.spp.gov.cn/spp/zd gz/202607/t20260704_731271.shtml)

## ○ ニセモノ、権利侵害問題

## 【中央政府】

## ★★★1. 公安機関が知財犯罪の取締りを強化 1～5 月の営業秘密事件は 65%増★★★

中国公安部環境資源・食品薬品犯罪偵査局は、「昆侖」特別行動を軸とする取締体制の下、知的財産犯罪の取締りを強化している。今年 1～5 月には「安芯」などの特別行動を推進し、全国で食品・薬品、環境、知的財産関連の犯罪事件 3 万 7000 件超を立件・捜査した。

営業秘密保護にも重点的に取り組み、今年 1～5 月の営業秘密侵害事件の立件件数は 58 件と前年同期比 65%増加した。技術秘密の流出防止を図り、新たな質の生産力の育成を後押ししている。

また、各地では「警察・企業ホットライン」や「クラウド警務室」などの連携制度を推進し、知的財産保護拠点 413 カ所を設置した。6300 社以上を対象とする重点保護リストを整備するとともに、企業の内部管理制度 256 件の整備や 3000 件以上の問題改善を支援した。

(出典：中国保護知識産権網 2026 年 7 月 9 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/qy/yygl/202607/1996847.html>

## 【その他地域】

## ★★★2. 甘肅省、知財犯罪対策強化へ実施意見 刑事保護を全面強化★★★

甘肅省公安厅はこのほど、知的財産犯罪の取締り強化に向けた「高品質な発展に資する知的財産犯罪取締り実施意見」を公表し、省内の知的財産刑事保護に関する重点施策を明らかにした。

実施意見では商標権侵害対策による地域ブランド保護、特許権・営業秘密侵害対策による製造業など重点産業の支援、著作権侵害・海賊版対策による文化資源保護、模倣・粗悪品対策による消費者保護——の 4 分野を重点に掲げる。

また、行政・刑事・民事を連携させる保護体制の構築や、行政機関と司法機関の連携強化、重点分野での合同取締り、普及啓発の推進などを通じ、知的財産保護体制を強化する。甘肅省は今後、知財犯罪の取締りを一層強化し、公正な市場秩序の維持とイノベーションを支える法治環境の整備につなげる方針である。

(出典：中国知識産権資訊網 2026 年 7 月 6 日)

[https://www.iprchn.com/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=147322](https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=147322)

## ○ 中国企業のイノベーションと知財動向

## ★★★1. 世界ロボット大会、8 月に北京で開催 300 社超が出展★★★

7 月 6 日に開かれた 2026 世界ロボット大会の記者会見で、「人とロボットの共生、産業と需要の融合」をテーマとする同大会を 8 月 19 日から 23 日まで北京市で開催することが発表された。

大会では最新技術や新製品、国際協力の成果を発表するほか、調達商談や産業チェーンの連携を促進し、ロボットの実用化を後押しする。約 30 の国際機関の支援を受け、300 社以上が出展し、展示品は 2000 点以上、新製品は 150 点以上を予定する。また、「グローバル・ロボット応用探索計画」を始動するとともに、中央企業ロボットイノベーション連合体を設立し、技術開発や応用分野での連携強化を図る。

中国は 13 年連続で世界最大の産業用ロボット市場を維持しており、今年 1～5 月のロボット関連主要企業の売上高は 900 億元を超え、前年同期比 26.9%増となった。近 5 年年均増速超 20%。(1 元は約 23.9 円)

(出典：中国知識産権资讯网 2026 年 7 月 7 日)

[https://www.iprchn.com/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=147326](https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=147326)

### ★★★2. Rokid、WIPO グローバル・アワード最終候補に 知財戦略で AR 市場を牽引★★★

世界知的所有権機関（WIPO）が発表した 2026 年「WIPO グローバル・アワード」の最終候補に、環境、健康、情報通信技術などの分野から中国企業 6 社が選出された。中国の革新主体が知的財産戦略を強みに世界のイノベーション・エコシステムへの融合を加速している。

その一社である霊伴科技（杭州）（Rokid）は 2014 年の創業以来、AI（人工知能）および AR（拡張現実）スマートグラスのソフト・ハードウェア開発と、独自 OS「YodaOS」を核としたオープンエコシステムの構築に注力してきた。

同社が製品化した「楽奇 AI スマートグラス」は、世界初となる複数の AI 大規模言語モデルの切り替えに対応した超軽量モデルであり、従来、業界の課題であったインタラクション性能と装着感の両立を実現している。自社開発の光学ディスプレイ、AI 対話、オープンエコシステムといった中核技術を統合し、リアルタイム翻訳、ナビゲーション、AI 質問応答など多様なシーンでの利用を可能にするほか、視覚障害者などへのコミュニケーション支援も提供する。

Rokid の知財管理について、同社は「知的財産権の先行確保」を経営方針に掲げ、特許・商標・著作権・営業秘密の四本柱で保護体制を構築している。PCT やパリ条約を通じたグローバル展開を進め、累計 680 件の特許出願（うち 209 件特許登録）、76 カ国・地域で 430 件超の商標を取得した。さらに、海外における知財リスクの積極的な予防策としてグローバル特許防衛連盟への加盟や海外知財侵害賠償責任保険への加入により、国際事業展開の安全性を確保している。こうした取り組みが WIPO グローバル・アワード最終候補入りにつながり、AI・AR 分野での国際競争力の高さを示した。

(出典：中国知識産権资讯网 2026 年 7 月 7 日)

[https://www.iprchn.com/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=147332](https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=147332)

## ○ 統計関連

### ★★★1. GI 農産品「緑金レポート」を公表 登録件数 9606 件に★★★

地理的表示（GI）農産品の地域ブランドに関する包括的な調査報告書「緑金レポート」が 6 月 29 日、華中科技大学で公表された。併せて、全国 3221 件の地域ブランドを対象とした価値評価結果も初めて公表された。

報告書によると、昨年末時点で中国の GI 証明商標、団体商標、GI 保護農産品などの登録件数は 9606 件（酒類、しょうゆ・食酢を除く）に達し、全国で 123 カ所の国家級 GI 保護モデル区が整備されている。調査では全国の GI 農産品を統一基準で初めて網羅的に評価し、産業の実態やブランド価値を体系的に明らかにした。

また、主要ブランドの関連産業は年平均 16.03%で成長し、ブランド価値による価格上乗せ率は平均 39%となるなど、GI 農産品が地域農業や農村産業の発展を支える重要な役割を果たしていることが示された。

(出典：中国保護知識産権網 2026 年 7 月 7 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/dlbz/202607/1996841.html>

=====

#### 【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

[https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW\\_GIj5ntM53\\_3CF1ZAAZ](https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAAZ)

#### 【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。

なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

[https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn\\_beijing/mail.html](https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html)

#### 【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます（※更新頻度は四半期に一度程度となります）。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

#### 【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL：+86-10-6528-2781

E-Mail：[pcb-ip@jetro.go.jp](mailto:pcb-ip@jetro.go.jp)

#### 【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

#### 【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

#### 【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved